

令和5年度 武蔵村山市立第一小学校 いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義	いじめの定義
いじめは、児童が生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大の人権上の課題である。児童一人一人の尊厳を守るために、保護者・地域と連携していじめの問題に真剣に取り組んでいく。いじめ防止対策基本法及び武蔵村山市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的・かつ効果的に推進するため、基本方針を定める。	いじめとは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。
	いじめの理解と防止
	いじめはどの学校でも起こりうるものである。いじめの問題は多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。このためいじめ防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されないようにすることが必要である。またいじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取り組みの基本方針
いじめは、どの学校でも学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。 ○いじめを生まない・許されない学校づくりを行う。 ○児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。 ○教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。 ○保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組			
	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動や道徳において、自尊尊重する指導、ルール作り、クラス遊びなどの取組 校長講話、担任による面談、差別や偏見を生まない継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任による面接、SCによる全局面接（5年） 管理職による日常的な校内巡回、日直による休み時間校内巡回 児童アンケートの実施（ふれあい月間6月、11月） いじめ対策委員会での情報共有と組織的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童の安全確保、迅速な聞き取り調査 ケース会議の設置
児童のいじめ解決に向けた主体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> あいさつの励行、あいさつ運動 学級活動での話し合いを通じたクラス遊び いじめ防止にかかわる授業（道徳・特活） 	いじめ防止にかかわる授業（特活）	いじめを受けた児童および保護者に対して適切な情報提供
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> 一小小いじめ防止基本方針確認 OJTや全体研修、人権教育研修 SC、家庭と子供の支援員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導全体会（年2回）や生活指導夕会（毎週金曜日）での共通理解 校内委員会で実態把握とともにや対応検討、ケース会議での共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童の安全確保 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導 教職員全員の共通理解
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の確認（担任・主幹、SC） 1学期保護者会にて学校いじめ防止基本方針について周知 学童クラブとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集および関係諸機関・専門家との相談・連携 いじめを認知した場合、解決に向けた対応方針を関係児童、双方の保護者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応

学校でのいじめ防止等のための組織 武蔵村山市立第一小学校いじめ防止対策委員会

児童会活動や学級活動
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のための発達段階に応じた取組 ○標語などの作成、ポスターの掲示 ○「人権の花」の取組 ○動物の飼育活動

校内推進組織
校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織 <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導主任 ○管理職 ○養護教諭 ○コーディネーター ○生活指導担当教員 ○SC, SSW



保護者・地域との連携組織
保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決への取組組織 <ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員 ○学校運営協議会 ○青少対 ○民生児童委員 ○学校医 ○子ども家庭支援センター、児童相談所 ○東大和警察